

調達価格等算定委員会（第36回）－ 議事要旨

日時：平成30年2月7日（水曜日）10時00分～12時00分

場所：経済産業省本館17階第1～3共用会議室

○出席者

山内弘隆委員長代理、高村ゆかり委員、辰巳菊子委員、山地憲治委員

○議題

1. 残された論点について
2. 取りまとめについて

○議事要旨

1. 残された論点について

<運転開始期限を超過した場合の取扱いについて>

委員長代理

- ・運転開始期限を超過した場合の取扱いについては、委員から特に異論がなく、事務局案のとおりまとまった。

<小型風力発電に関する経過措置について>

委員

- ・これまでの委員会における事務局資料では、小型風力発電の2017年3月末までのFIT新規認定案件が6,400件と示されているが、2017年4月以降の認定件数はどの程度か。
- ・将来的な再エネの自立的な導入を進めていくために、需要家の負担で現在の高いコストを低減させていくことがFIT制度の趣旨であることや委員会における事業者ヒアリングの結果等を踏まえ、前回の委員会では、風力発電の20kW未満と20kW以上の区分を統合する取扱いに賛成した。
- ・小型風力発電については、前年度の委員会意見において、データ収集を進め、翌年度の委員会で調達価格の見直しについて議論を深めるべきとされ、今年度の委員会では事業者団体へのヒアリングを含めて議論を行ってきた。事業者がどこまで十分に情報収集をされていたかはわからないが、FIT認定申請件数が増加している中、こうした手続きを踏んできており、突然の変更とは言えないのではないかと。今年度のFIT申請受付期限が予め示されていたこともあわせて考えると、委員会の手続きに瑕疵はない。
- ・現時点のFIT新規認定案件6,400件が全て想定設備利用率で稼働し、55円/kWhの調達価格で買い取られると仮定すると、20年間で買取費用は2,000億円、賦課金総額は1,600億円となる。設備利用率が低く、実際の設備利用率で機械的に計算すると調達価格は120円/kWhとなる中で、経過措置を設けた場合、事業者が駆け込みでFIT認定申請をすることがあり得るため、国民負担への影響に鑑みると、経過措置に対して積極的に賛成する理由はない。
- ・経過措置を設けることに反対。経過措置を設けた場合、少なくとも1,000件程度以上が追加的にFIT新規認定され

ると想定される。仮にこの1,000件が全て設備利用率20%で稼働するとして単純計算すると、賦課金総額は年間16億円、20年間で320億円となる。事業者が国際展開を目指すことは健全な方向であるが、経過措置だけで追加的に数百億円の国民負担が発生することは合理性を欠く。

- ・国民負担が増えることには反対であるが、接続同意書類提出期限が事務局の提案（2018年8月末）よりもう少し厳しくできるのであれば、経過措置の設定はあり得る。
- ・小型風力発電に再エネとしての価値がないということではなく、FIT制度の趣旨になじまないということであるため、経済産業省には関係省庁と協力して、離島や自家消費などの用途でその役割が発揮できるよう、FIT制度外の支援策を検討していただきたい。

事務局

- ・小型風力発電の今年度のFIT認定申請件数は、現在集計中であるが、オーダーとしては4,000件～6,000件程度。
- ・接続同意書類提出期限を2018年8月末に設定しているのは、特定の電力会社の営業所に案件が集中した場合に、電力会社側が案件を処理できなくなることで認定が取れないという状況になってしまうことを防ぐためである。FIT認定申請期限を2018年3月末に設定することで経過措置の対象を限定することができると考えている。

委員長代理

- ・経過措置を設けた場合には駆け込みでのFIT認定申請が相当程度予想され、国民負担への影響が大きいことから、委員が基本的に反対ということは理解した。一方で、今年度のFIT認定申請期限（1月12日）より委員会において来年度の小型風力発電の調達価格の方向性が示された日（1月19日）が後ろだったことを踏まえると、何らかの措置を取る必要性も感じる。例えば、より事業化が確実なものに限って経過措置を設けることとしてはどうか。具体的には、事務局から提案されたFIT認定申請期限及び接続契約申込み期限（2018年3月末）、接続同意書類提出期限（2018年8月末）をさらに厳格にしつつ、既に事業化が相当程度進行している案件には何らかの配慮をすることとしてはどうか。

委員

- ・確かにFIT認定申請の直前まで事業化が進行しているケースはあり得る。しかし、事務局が提案したFIT認定申請期限及び接続契約申込み期限（2018年3月末）は長過ぎであり、仮に経過措置を行うのであれば、2018年2月末まで期限を前倒すことが必要ではないか。
- ・小型風力発電については、経過措置を設けるのではなく、その役割をしっかりと議論したうえで、継続的に発電事業が行われるような多角的な支援を検討することが本筋である。このため、経過措置は設けるべきではないが、仮に設ける場合には、事務局が提案したFIT認定申請期限及び接続契約申込み期限（2018年3月末）は緩すぎる。また、際限のない駆け込みのFIT認定申請を受け入れることは、賦課金、行政実務、送配電事業者の系統接続業務のいずれに対しても非常に大きな負担が生じるため、量的上限を設定することが経過措置を認める最低限の条件である。

- ・FIT制度において調達価格が低下する際に、経過措置を設定することは極めて例外的なものである。電源の公平性の観点からも、小型風力発電に対する経過措置の設定は、調達価格が非常に大きく低下することを踏まえた非常に特殊な事例であることを確認しておきたい。

事務局

- ・経過措置に量的上限を設けることについて、認定実務の観点から先着順の管理は非常に難しいことは事実。したがって、一定の期限までに何らかの客観的行為を行っていただいた方を経過措置の対象とし、それが実質的な量的管理となるような方策としていただいた方が有り難い。
- ・事務局の提案は、FIT認定申請時に求める土地の確保に関する書類について、賃貸借契約や売買契約の成立が証明できるものをしっかりと求めることを前提としている。

委員長代理

- ・事務局の提案の条件を厳しくし、事業化が相当程度進んでいるものに限って経過措置を設定してはどうか。委員からの意見を踏まえ、FIT認定申請期限及び接続契約申込み期限を2018年2月末、接続同意書類提出期限を2018年7月末とすることとしたい。
- ・経過措置に量的上限を設けることについては、既に相当程度事業化が進行している案件でなければ、2018年2月中に土地を確保してFIT認定申請を行うことは難しく、一定の量的制約となるのではないかと理解している。
- ・今回の小型風力発電に関する取扱いについては、今年度のFIT認定申請期限（1月12日）より委員会において来年度の小型風力発電の調達価格の方向性が示された日（1月19日）が後ろであったが、こういった手続き上のスケジュールを検討していくことで、今後経過措置の問題は排除されるのではないかと考えている。
- ・小型風力発電がどのように展開され、社会に受け入れられていくのかといったことを議論することは必要であり、事務局において検討いただきたい。

2. 取りまとめについて

<平成30年度以降の調達価格等に関する意見案について>

委員

- ・各電源のFIT認定量については、FIT法改正による失効量が分かるよう、今後できるだけ工夫してほしい。
- ・バイオマス発電の持続可能性の確認は非常に重要であり、認定時に確認した持続可能性が運転開始後も満たされているかを確認していただきたい。
- ・バイオマス液体燃料以外の木材やPKS等について、持続可能性の確認が可能かどうかという論点は、将来的な検討課題となるのではないかと。
- ・バイオマス液体燃料に対して、セグリゲーションを含む非常に高い持続可能性基準を求めることを明記していただいている点は大変重要。他用途への影響も含め、マクロの影響を確認する必要があると考えている。発電事業者にとっての透明性の観点でも、事業計画策定ガイドライン等によってその確認方法を具体化していただ

きたい。

- ・木質等バイオマス発電については、急増したFIT認定案件が稼働した場合の燃料費への影響を検討する必要があるが、来年度以降の委員会では、燃料費の経年変化のデータを示していただきたい。
- ・メタン発酵バイオガス発電の資本費について、その実態を検証する必要があることとされている。このように検証が必要とされている箇所については、しっかりフォローをしてほしい。
- ・2017、2018年度の入札が試行的期間であることを意見に明記するべきではないか。そのうえで、入札制度については、入札対象の区分や規模を拡大することも含め、今後も結果を踏まえて調整していくことが重要。
- ・太陽光第2回の入札制度について、前回委員会で議論した際には今年度中に決定することとされていたところ、上限価格の決定時期を2018年8月10日まで後ろにずらすこととなったが、これで結構ということを確認しておきたい。
- ・石炭混焼バイオマス発電については、低いバイオマス比率の事業が実施されることがあり得る。石炭混焼バイオマス発電の取扱いは、来年度の入札の結果を踏まえて再検討することとされており、今後きちんと検討を加えてほしい。
- ・系統制約の克服を含め、再エネ導入のための事業環境整備を行うことによってコスト低減を進めていくことが重要。別の審議会において議論が進んでおり、しっかりと検証され見直されることを強く要望したい。
- ・駆け込みによって事業熟度の低い案件がFIT申請され、認定されている。制度上の課題として、今後対処方法を検討していくことが必要ではないか。

委員長代理

- ・意見案に対して概ね異論はなかった。委員の御意見は非常に重要な点であり、今後の施策に反映していただきたい。
- ・小型風力発電の経過措置等の反映については、委員長代理に一任いただきたい。

<平成30年度以降の調達価格及び調達期間についての委員長案について>

委員長代理

- ・委員長案は了承された。
- ・小型風力発電の経過措置等の反映については、委員長代理に一任いただきたい。

○お問合せ先

資源エネルギー庁 省エネルギー・新エネルギー部 新エネルギー課